

玄海原子力発電所1, 2号炉廃止措置計画本文六記載の性能維持施設のうち1, 2号炉共用施設の記載の考え方について

1. はじめに

廃止措置計画変更認可申請書（以下、「申請書」という）において、性能維持施設のうち運転号炉との共用施設を除いた1, 2号炉共用施設については、施設を維持管理する号炉の申請書に記載する考え方と双方の申請書に記載する考え方の2つがあります。申請書は設置許可を取り消す手続きであることから、廃止措置対象施設については設置許可本文に記載している共用施設を記載する必要がありますが、解体対象施設及び性能維持施設については廃止措置完了までの運用を示すものであることから、どちらの考え方でも申請書の記載に問題ないと考えますが、それぞれの共用施設の記載の考え方について纏めましたのでご説明致します。

2. 1, 2号炉共用施設（運転号炉との共用は除く）

1, 2号炉共用施設の設置及び管理の状況は、以下の通りとなっており、1, 2号炉共用施設は、2号炉が廃止（1, 2号炉共に廃止）となった以降においても、2号炉にて維持管理することに変更はありません。

共用施設名（例）	1号設置	2号設置	管理号炉	備考
廃液蒸発装置	○	×	2号炉	・1号設置の廃液蒸発装置を2号炉で管理。2号設置設備は廃止。
アスファルト固化装置	×	○		・2号のみに設置されているアスファルト固化装置を2号炉で管理。
使用済樹脂貯蔵タンク	○	○		・1号設置及び2号設置の使用済樹脂貯蔵タンクを2号炉で管理。

3. 1, 2号炉共用施設の記載の考え方の比較

上記の設置及び管理状況等を踏まえ、1, 2号炉共用施設を申請書に記載するにあたっては、以下の2つの考え方があります。

共用施設を維持管理する号炉の申請書に記載				共用施設を双方の申請書に記載			
本文	1号	2号	記載の考え方	本文	1号	2号	記載の考え方
四：廃止措置対象施設	○ (全て記載)	○ (全て記載)	申請書が設置許可を取り消す手続きであることから、設置許可申請書本文に記載されている共用施設を、1, 2号炉双方の申請書に記載。	四：廃止措置対象施設	○ (全て記載)	○ (全て記載)	申請書が設置許可を取り消す手続きであることから、設置許可申請書本文に記載されている共用施設を、1, 2号炉双方の申請書に記載。
五：解体対象施設	×	○ (全て記載)	1, 2号炉共用施設の解体は、2号炉の廃止措置計画にて行うことから、2号炉の申請書のみに記載。	五：解体対象施設	○ (全て記載)	○ (全て記載)	1, 2号炉双方の申請書にて、1, 2号炉共用施設を確認できるように記載。
六：性能維持施設	×	○ (全て記載)	1, 2号炉共用施設は2号炉にて維持管理を行うことから、2号炉の申請書のみに記載。	六：性能維持施設	○ (全て記載)	○ (全て記載)	1, 2号炉双方の申請書にて、1, 2号炉共用施設を確認できるように記載。

4. 弊社の対応

現在の申請書の本文六については、1, 2号炉共用施設は2号炉のみに記載しており、本文四、五と1, 2号炉共用施設に関する記載の考え方に相違が生じていることから、本文六においても1, 2号炉共用施設を双方の申請書に記載し、整合を図ることといたします。なお、1, 2号炉共用施設の管理については、現状の社内運用（2号炉側で維持管理すること）を1, 2号炉双方の申請書に記載し、定期事業者検査については保安規定の下部規定であります社内規定に管理する号炉を定めて実施します。